

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名	
-------	--

法人名	類型名(区分)	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置	
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他		
森林総合研究所	研究開発型 (資産債務型)	研究の推進	研究の見直しに伴い試験林を縮小					随意契約限度額の見直し(国並みの基準に改正) 入札の透明性確保に向けた体制の整備(入札監視委員会の設置) 法令遵守の徹底に向けた体制の整備(コンプライアンス委員会の設置) 試験・研究等の成果・普及に関する対価徴収(出版物販売) マネージメントの向上のための外部評価の充実	増殖保存園の要員配置の見直し 研究の見直しに伴い試験林を縮小
		標本の生産及び配布							
	特定事業執行型(その他)	種苗の生産及び配布							
								緑資源機構の事務・事業(水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業、緑資源幹線林道に係る債権債務管理及び保全管理業務)の承継	

独立行政法人の整理合理化案

総括表(その2 -

法人名	森林総合研究所	府省名	農林水産省
沿革	明治38年	農商務省山林局林業試験所として東京府目黒村に発足	林木育種センター沿革 昭和32～33年 林野庁中央林木育種場及び北海道、東北、関西、九州の各林木育種場を設置
	明治43年	農商務省山林局林業試験場に名称変更	昭和34～35年 中央林木育種場を関東林木育種場と改称(34年)奥羽、長野、山陰、四国の各支場を設置
	昭和22年	林政統一に伴い、林業試験機関を合併し、農林省林野局林業試験場となる	昭和53年 国有林野事業特別会計から一般会計へ一部移替 長野支場を長野事業場に改組
	昭和24年	林野庁の設置に伴い、林野庁の付属機関となる	平成3年 林木育種場を再編整備し、北海道、東北、関西、九州の各育種場を内部組織とする林木育種センターを設置
	昭和53年	東京都目黒区から筑波研究学園都市に移転	平成7年 林木育種センター(本所)の所在地を水戸市笠原町から茨城県多賀郡十王町(現在の日立市十王町)に移転
	昭和63年	研究組織を改編し、森林総合研究所に名称変更	平成8年 西表熱帯林育種技術園を沖縄県西表島に設置
	平成13年	省庁改編により、独立行政法人森林総合研究所発足	平成13年 独立行政法人林木育種センター発足
	平成19年	独立行政法人林木育種センターと統合	

役職員数(監事を除く。)及び職員数 (平成19年1月1日現在)		役員数			職員数(実員)
		法定数	常勤(実員)	非常勤(実員)	
		6人(4,2) *4人(H19.4.1現在)	6人(4,2) *4人(H19.4.現在)	0人	802人(658,144) *787人(H19.4.1現在)
国からの財政支出額の推移 (17～20年度) (単位:百万円)	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(要求)
	一般会計	13,136 (11,074, 2,062)	12,383 (10,099, 2,284)	11,771	11,812
	特別会計	170 (170, 0)	53 (53, 0)	45	45
	計	13,306 (11,244, 2062)	12,436 (10,152, 2,284)	11,816	11,857
	うち運営費交付金	10,410 (8,484, 1,926)	10,348 (8,443, 1,905)	10,317	10,211
		-	-	-	(52,533)

	うち施設整備費等補助金	284 (159、125)	492 (154、338)	256	407
		-	-	-	-
	うちその他補助金等	2,612 (2,601、11)	1,596 (1,555、41)	1,243	1,239
		-	-	-	(51,827)
注：下段の()内は、独立行政法人緑資源機構から承継される予定の水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業、緑資源幹線林道に係る債務債権管理及び保全管理業務に係るもので、外数である。以下、20年度要求額、行政サービス実施コストには、緑資源機構から承継される予定の事務・事業分は含まない。					
支出予算額の推移(17~20年度) (単位：百万円)	平成17年度	平成18年度		平成19年度	平成20年度(要求)
	13,063 (10,894、2,169)	12,401 (10,116、2,285)		12,038	12,080
利益剰余金(又は繰越欠損金の推移) (17・18年度)(単位：百万円)	平成17年度			平成18年度	
	1,267 (958、309)			255 (232、23)	
発生要因	<p>森林総合研究所の、平成17年度利益剰余金は、独立行政法人化(平成13年度)に伴う国からの出資にかかる消費税還付金718百万円と受託研究等で取得した資産の残存相当額212百万円、前払費用等1百万円、自己収入27百万円、平成18年度は、前中期目標期間繰越積立金133百万円、受託研究等で取得した資産の残存相当額95百万円、自己収入金4百万円となっている。なお、前中期目標期間繰越積立金は、受託研究等で取得した資産の残存相当額である。</p> <p>林木育種センターの、平成17年度利益剰余金は、中期目標期間の最終年度であることから、会計基準第80第3項の規程に基づき、運営費交付金債務残高の全額を収益化したことにより発生したものである。内訳は、消費税還付金81百万円、及び人件費残110百万円、土地借料114百万円、その他4百万円となっている。平成18年度は、独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律第6条第9項に基づき中期目標の期間が終了したのものとして、会計基準第80第3項の規程に基づき、運営費交付金債務残高の全額を収益化したことにより発生したものである。内訳は、運営費交付金債務残高17百万円、当期総利益5百万円、前中期目標期間繰越積立金1百万円となっている。</p>				
	見直し案				
運営費交付金債務残高(17・18年度) (単位：百万円)	平成17年度			平成18年度	
	227 (0、227)			58 (41、17)	
行政サービス実施コストの推移(17~20年度) (単位：百万円)	平成17年度	平成18年度	平成19年度(見込み)	平成20年度(見込み)	
	12,363 (10,408、1,955)	12,202 (10,229、1,973)	12,082	11,989	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額(単位：百万円)					

<p>中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）</p>	<p>森林総合研究所、林木育種センターとも、「中期目標に対して業務が順調に推移している。」として、農林水産省独立行政法人評価委員会からAと評価されている。</p> <p>[森林総合研究所]</p> <p><業務運営の効率化に関する事項> 人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも前年度の一般管理費の3%及び業務経費の1%の合計に相当する額の削減を達成。</p> <p><国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項> 研究者一人当たりの学術雑誌への掲載論文数は、年平均1.0報以上:1.0報</p> <p>[林木育種センター]</p> <p><業務運営の効率化に関する事項> 人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも前年度の一般管理費の3%及び業務経費の1%の合計に相当する額の削減を達成。(統合準備経費を除く)</p> <p><国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項> 林木の新品種開発数:45品種に対して55品種 林木遺伝資源の探索・収集点数:1,200点に対して1,295点</p>
---	--

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		北海道支所	東北支所	関西支所	四国支所
		所在地	北海道札幌市豊平区羊ヶ丘	岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷	京都府京都市伏見区桃山町	高知県高知市朝倉西町
		職員数	45名	44名	44名	25名
	支部・事業所等で行う事務・事業名		研究の推進	研究の推進	研究の推進	研究の推進
	20年度 予算 要求額 (百万円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算)				
		支出予算額 (対19年度要所予算増 減額)				

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		九州支所	多摩森林科学園	林木育種センター北海道育種場	林木育種センター東北育種場
	所在地		熊本県熊本市黒髪	東京都八王子市廿里町	北海道江別市文京台緑町	岩手県岩手郡滝沢村滝沢
	職員数		43名	20名	17名	19名
	支部・事業所等で行う事務・事業名		研究の推進	研究の推進	研究の推進、種苗の生産及び配布	研究の推進、種苗の生産及び配布
	20年度 予算 要求額 (百万円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算)				
		支出予算額 (対19年度要所予算増減額)				
支部・事業所等	支部・事業所等の名称		林木育種センター関西育種場	林木育種センター九州育種場		
	所在地		岡山県勝田郡勝央町植月	熊本県合志市須屋		
	職員数		22名	17名		
	支部・事業所等で行う事務・事業名		研究の推進、種苗の生産及び配布	研究の推進、種苗の生産及び配布		
	20年度 予算 要求額 (百万円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算)				
		支出予算額 (対19年度要所予算増減額)				

・横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し
 <事務・事業関係>

該当類型		研究開発型		特定事業執行型
事務・事業名		研究の推進	標本の生産及び配布	種苗の生産及び配布
事務・事業の概要		地球温暖化防止対策に向けた研究 森林と木材による安全・安心・快適な生活環境の創出に向けた研究 社会情勢変化に対応した新たな林業・木材利用に関する研究 新素材開発に向けた森林生物資源の機能解明 森林生態系の構造と機能の解明 林木の新品種の開発、林木遺伝資源の収集・保存	試験・研究等の資料として、木材標本、植物標本等を生産、保存するとともに、要請に応じて学術研究機関等に配布	開発した林木の新品種等(原種)をつぎ木苗等として生産し、都道府県の採種(穂)園の造成・改良用として配布
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)			
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)			
事務・事業に係る定員(19年度)				
	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体のコスト、人員等)	民間については、営利を目的とした研究開発を行っている(林業分野では試験規模が小規模)が、地球規模での環境問題や森林の多面的機能の発揮に関する調査・研究は行っていない。	標本の生産・配布は、民間では実施していない。	林木の品種開発は現在民間では実施されていないため、種苗(原種)の生産・配布も民間では実施されていない。

<p>廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響</p>	<p>以下の問題点があり、廃止することはできない。 国が行う持続可能な森林管理のための基準・指標に対する対応や京都議定書、生物多様性条約等の科学的検証の対応が不十分となり、安全で安心な社会の構築に影響を及ぼし、これらの約束不履行によって国際的信頼が失墜する。 国、広域レベルでの土砂災害・森林病虫害等に対する危機管理体制の継続・改善が不十分となり、国民生活に直接的な影響が出る。 森林機能の科学的評価の欠如により、我が国の森林の持続可能な森林経営・管理が達成出来なくなり、公益的機能の発揮、林業生産活動に支障が生じる。さらに、基礎・基盤研究の欠如により新産業の創出に支障が出る。 生物多様性の保全が国全体での重要な課題となっている中で、生息地の環境悪化に伴って国家的財産価値のある希少な樹種の遺伝資源が失われ、その復元が困難になるなど、目標としている種・生態系の保全や絶滅の防止と回復等に大きな支障が生じる。 国内の適正な森林整備に不可欠な優良種苗の確保が難しくなり、例えば、病虫害の蔓延や環境変化に伴う森林衰退等により、二酸化炭素の吸収・固定、国土や環境の保全、良質な木材資源の供給等に大きな影響を与える。</p>	<p>配布している標本は、大学・博物館等の学術研究機関や公立試験研究機関において、森林・林業に関する研究を行う際に樹種の同定や病虫害の原因特定などに活用されており、事業を廃止した場合、生物多様性条約等の科学的検証や森林病虫害等の危機管理に係わる試験研究等が不十分となり、国際的信頼や安全で安心な国民生活に多大な支障を来す。</p>	<p>都道府県に配布する種苗(原種)の生産には、専門的な知識や技術、系統管理のノウハウなどが必要であり、また、施設や広大な用地の確保、養苗中の投下資本が不可欠なため、民間企業での実施は採算性が期待できない。その結果、国内の適正な森林整備に不可欠な優良種苗の確保が難しくなり、森林の有する多面的な機能の発揮に影響し、ひいては国民生活及び国民経済の安定に重大な支障を来す。</p>
<p>事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)</p>	<p>上記に記述している事務・事業は、「イノベーション25」、「科学技術基本計画」、「森林・林業基本計画」、「21世紀環境立国戦略」、「新・生物多様性国家戦略」や林野庁長官が定める「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」、「林木育種戦略」を踏まえ策定された中期目標の下で実施しており、主要な事務・事業である。</p>	<p>「その他」：標本の生産・配布は当研究所の主要な事業である試験・研究を推進する基盤となる事業であり、かつ研究成果の一つのアウトプットであり、研究と一体となって進める事業である。</p>	<p>「その他」：種苗(原種)の生産・配布は、研究開発としての林木の品種開発と一体的で不可分な事業である。</p>

	<p>事業開始からの継続年数</p>	<p>102年(明治38年に農商務省山林局林業試験所として試験及び研究に着手。なお、独法化は平成13年4月)</p>	<p>77年(1930年頃より基盤研究として標本の生産・配布を行ってきている。)</p>	<p>50年(昭和32年に国立林木育種場として着手)</p>
	<p>これまでの見直し内容</p>	<p>森林総合研究所は、平成13年4月の独立行政法人化に伴い組織の見直しを行い、組織体制については、理事長の下での自立した運営体制の確保と進歩する科学技術と変化する行政や社会的ニーズに的確に対応するため、研究領域を単位とした組織に再編する等の組織体制を整備した。具体的には、本所の7専門研究部を廃止し、23の研究領域を新設することにより、研究部門をフラット化した。</p> <p>林木育種センターでは、設立当初から実施してきた新品種の開発に加えて、近年の生物多様性の保全や熱帯林の整備・保全に関する海外協力等への高まりに対応して、ジーンバンク事業及び海外に対する林木育種技術協力の事務・事業を進めてきたところであり、独立行政法人化に際して、独立行政法人として取り組む業務を上記の3つの分野に整理した。</p> <p>平成16年及び平成17年に行われた両法人の中期目標期間終了時の見直しを踏まえ、管理部門の効率化及び林木育種事業と試験研究との連携による一層効果的な業務運営を推進する観点から両法人を統合するとともに、非公務員による事務・事業の実施、全国に設置している5試験地について恒常的な要員の配置の見直し、93試験林についての見直し、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策に対応した重点課題の実施、実験林の管理業務のアウトソーシング、大学や他機関との研究交流をより一層促進するための体制整備の見直し、新品種開発等業務の重点化として花粉の少ない品種、病虫害等に抵抗性を有する品種等の開発に重点的に取り組むとともに、地域特産的な樹種及び環境緑化木の新品種開発について整理を行ったところである。</p>	<p>平成13年度の独立行政法人化時に当研究所の業務として明確に位置づけた。</p>	<p>種苗(原種)の生産・配布に関する個々の業務のうち、機械的、定型的な作業については民間委託により実施している。</p>
<p>(1) 事務・事業 のゼロベース での見直し</p>	<p>国の重点施策との整合性</p>	<p>中期目標は、「イノベーション25」、「科学技術基本計画」、「森林・林業基本計画」、「21世紀環境立国戦略」、「新・生物多様性国家戦略」や林野庁長官が定める「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」、「林木育種戦略」を踏まえ策定されており、当該目標に基づき研究所は中期計画を策定し、地球温暖化防止対策に向けた研究、森林と木材による安全・安心・快適な生活環境の創出に向けた研究、森林生態系の構造及び機能の解明、林木の新品種の開発及び国家的資源である希少・貴重な林木遺伝資源の収集・保存等を実施しており、国の重点施策との整合性は保たれている。</p>	<p>第3期科学技術基本計画・環境分野「生態系保全・再生のための順応的管理技術」に関する研究を、学術研究機関等が行うための基礎的資料として標本を生産・配付している。</p>	<p>「森林・林業基本計画」に定める優良種苗の確保を図るために、また、生物多様性国家戦略における森林の生物多様性の保全のために、その根幹となる種苗(原種)を供給する事業であり、重点施策に対応している。</p>

	<p>受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)</p>	<p>地球温暖化防止、生物多様性の確保等我が国が国際的責任を果たす上で必要な政策に係る調査・研究、森林の持つ災害防止・水源かん養機能等の高度発揮による安全で安心な国民生活の確保等に関する研究、循環型社会の構築に向けた木質資源の利用促進等国民生活に直結する政策の実施に資する調査・研究、森林の適正な整備に資するため病虫害等に対する抵抗性がより大きい品種やスギ等の花粉症の軽減等に一段と効果のある品種の開発等極めて公共性・公益性が高い事務・事業を実施しており、この受益者としては、国及び将来世代にわたる国民一人一人に対して利益が還元されることになる。 このため、引き続き国からの運営費交付金を充当して試験及び研究等を行うことが妥当であるとする。</p>	<p>標本は大学や博物館など学術研究機関や公立の研究機関からの要請に応じて配布しており、これら研究機関の研究遂行に役立っている。また、標本によってはこれら研究機関と交換することによって、当所の研究推進にも効果がある。</p>	<p>種苗(原種)の供給先は都道府県であるが、優良な種苗による森林整備を通じて発揮される森林の有する多面的な機能の受益は国民全体に及ぶものである。</p>
	<p>財政支出への依存度 (国費/事業費)</p>	<p>国費(事業費 - (政府外受託 + 諸収入等) / 事業費(運営費交付金 + 施設整備費補助金 + 受託収入 + 諸収入等) 11,857百万円 / 12,080百万円 98.2%</p>		
	<p>これまでの指摘に対応する措置</p>	<p>別紙1に記載</p>		
	<p>諸外国における公的主体による実施状況</p>	<p>アメリカ合衆国 名称: Research & Development, USDA Forest Service (農務省林野局内の研究開発部局) 事業の概要: 生態的に適合した森林管理手法の研究と私有林経営者への情報提供、林産資源の加工並びに利活用研究 体制: 国内に9試験場を設置 コスト: 約28,000万ドル 職員数: 約1,000名</p> <p>フィンランド 名称: 農林省森林研究所 事業の概要: 森林の性質、環境、利用、林業、林木育種に関する研究、情報提供 体制: 国内9カ所に10研究ユニットを設置 コスト: 4,000万ユーロ 職員数: 723名</p> <p>韓国 名称: 韓国森林研究所(山林庁のもとでの独立行政法人) 事業の概要: 森林の持続的管理、環境保全、林産物利用に関する研究 体制: 4支所を設置 コスト: 不明 職員数: 323名</p>	<p>農林省傘下森林研究所(米国、ドイツ、マレーシア)、大学(英国)、博物館(オランダ)、植物園(インドネシア)などが実施している。</p>	<p>諸外国の林木育種は、ドイツ、フィンランド、フランスのように国自ら実施している。</p>

	<p>財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)</p>	<p>地球温暖化の防止、生物多様性の確保、森林の持つ災害防止・水源かん養機能等の高度発揮のための調査・研究、林木の新品種の開発等は、我が国が国際的な責任を果たす上で必要不可欠であること、安全で安心な国民生活の確保等の公共性・公益性が極めて高い事務・事業であることを助案すれば、財政支出に見合う効果は十分であると考えます。 なお、農林水産省独立行政法人評価委員会において、Aと評価されている。</p>	<p>標本の配布により、大学や博物館などの学術研究機関や都道府県立研究機関の研究を支援しており、財政支出に見合う効果は十分であると考えます。 なお、農林水産省独立行政法人評価委員会において、Aと評価されている。</p>	<p>マツクイムシ被害に対する抵抗性を有するマツや花粉の少ないスギ・ヒノキなどの開発された新品種を供給することを通じて、森林の整備・保全が図られ、森林の有する多面的な機能が発揮され、その効果は国民全体に及ぶものである。 なお、農林水産省独立行政法人評価委員会において、Aと評価されている。</p>
	<p>事務・事業が真に不可欠かどうかの評価</p>	<p>当研究所の事務・事業は、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展という基本理念に基づき、長期的な展望を持って公益機能の増進に寄与するという観点から進められており、その中から得られる成果は、我が国の森林の保続培養、森林の公益的機能の高度発揮と良質な木材資源の安定供給を通じて国民に求められている安全で安心かつ持続可能な循環社会の構築に寄与するものである。また、地球規模での持続可能な森林管理の認識を深め、アジア太平洋地域の森林・林業の中核研究機関として世界の環境問題解決に貢献し、国際社会における我が国の地位向上に直接寄与するもので、不可欠な事務・事業である。</p>	<p>当研究所の試験・研究の基盤となる事業であり、かつ外部研究機関の研究遂行に貢献しているものであり、不可欠な事業である。</p>	<p>種苗(原種)の生産・配布は、国内の適正な森林整備に不可欠な優良種苗の確保を目的としており、公益性・公共性が極めて高く、民間企業では実施されておらず、林木の新品種の開発等と一体的に独立行政法人として実施することが必要不可欠な事業である。</p>
	<p>事務・事業の見直し案(具体的措置)</p>	<p>試験林の見直し 随意契約限度額の見直し 入札の透明性確保に向けた体制の整備(入札監視委員会の設置) 法令遵守の徹底に向けた体制の整備(コンプライアンス委員会の設置) 試験・研究等の成果・普及に関する対価徴収(出版物販売) マネージメントの向上のための外部評価の充実</p>		
	<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>			
	<p>理由</p>			
	<p>民営化の可否</p>	<p>否</p>	<p>否</p>	<p>否</p>
	<p>事業性の有無とその理由</p>			
可	<p>民営化を前提とした規制の可能性・内容</p>			

(2) 事務・事業の 民営化の検討	可	民営化に向けた措置			
		民営化の時期			
	否	民営化しない理由	<p>地球規模での環境問題や森林の多面的機能の発揮に関する調査・研究、国が策定する各種基準の基礎データの提供等は公共性・公益性の高いものであること。</p> <p>森林というフィールドを対象として長期的・継続的な事務・事業の実施が必要不可欠であることから、投資資源の回収が困難な研究分野であること。</p> <p>民間事業者においては、スギ、ヒノキ、国産広葉樹といった国内森林資源の整備に重要な樹種については、大きな利益を見込めないことからこれらを対象とした試験研究施設の設置は行われていないこと。</p> <p>等から民営化は困難である。</p>	<p>標本の生産・配布は研究成果の副産物として生じるものであり、利益が生じるものではないので、民営化になじまない。</p>	<p>林木の新品種の開発と原種の生産・配布は一体的で不可分なものであり、また、供給先は都道府県であることから、その事業性はない。</p>
		該当する対象事業	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発、f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発、f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発、f検査検定、g徴収、hその他
		官民競争入札等の実施の可否	a施設の管理・運営：否	e広報・普及啓発：否	hその他：否
	可	入札種別（官民競争 / 民間競争）			
		入札実施予定時期			
		事業開始予定時期			
		契約期間			

(3) 官民競争入札等の積極的な適用	今後の対応	否	導入しない理由	<p>研究成果は時機を失することなく広報・普及することが最も重要であり、広報担当職員と研究職員が所幹部の了解を得ながら共同作業によって迅速に対応している。また、プレスリリース、記者取材対応にあっては、林野庁、農林水産技術会議との連携も必要である。</p> <p>広報・普及業務を外部委託とする場合、業務全体が事務的に行われるため、時宜を得た広報が困難になることに加え、林野庁、農林水産技術会議等への対応を行う別の部署が必要となり非効率となる。また、当研究所の広報誌は「研究の森から」(ニュースペーパーのみ)等簡易な形式のものであり、かつ専門性の高い研究成果を確実に伝えることが重要であることから、職員が直接作成する方が有効かつ効率的である。なお、現在総合的な広報誌は発行していないが、今後発行する際には、入札で行うことを検討する。</p>	<p>標本の生産・配布は学術的知見に裏付けされて行われるものであることから、研究と一体となって進める事業であり、これのみを研究業務と切り離すことはできない。また、標本を生産・配布できる主体が民間にはない。</p>	<p>林木の新品種の開発及び開発した品種(原種)の生産・配布を一体的に実施している民間企業がなく、生産・配布に必要な専門的な知識・技術や厳密な系統管理のノウハウなどを有する事業体がないことから、官民競争入札は困難である。</p>
		対象となる事務・事業の内容				
移管	可	移管の可否	否		否	否
	移管先					
	内容					
理由						

(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	否	移管しない理由	当研究所は、森林の多面的機能(水源かん養、国土保全、土砂災害防止・土壌保全、生物多様性保全、地球環境保全等)の高度発揮に向けて、森林生態系の構造と機能の解明に関する研究、地球温暖化防止に向けた研究、新たな林業・木材利用に関する研究等を総合的に実施している唯一の機関であり、これら業務を移管し、期待される成果を上げることが可能と考えられる法人はないことから、困難。	標本を生産・配布可能と考えられる法人が他に存在しない。	林木の種苗の生産・配布は、これに必要な専門的な知識・技術や厳密な系統管理のノウハウなどが必要であるが、これを行うことができる機関がないことから、移管は困難。	
		一体的実施の可否		否	否	否
	可	一体的に実施する法人等				
		内容				
	理由					
否	一体的実施を行わない理由		他独立行政法人との一体的実施は、森林の多面的機能を林業・木材産業の振興等を通じて確保するという国の方針の下で森林・林業に関する研究組織もこれを担う林野行政に柔軟かつ的確に対応する必要がある、また、研究対象である森林がその生育に50年、100年、200年という超長期を要することから、他の研究機関と統合しても効率化や相乗効果は認められないことから、困難。	森林・林業研究の基盤となる標本の生産・配布を行っている法人は他にないので、仮に一体的実施を行っても事業の効率化、相乗効果は認められないと考えられる。	林木の種苗の生産・配布を適切に実施することが可能な機関がないことや当該業務は品種開発と一体的に実施すべきものであり、この業務を仮に他の法人と一体的に実施しても相乗効果が全く期待できないことから困難。	

< 組織関係 >

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	該当なし。
	理由	
	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備 等)	政策の動向等を踏まえ、次期中期目標策定時検討。

<p>(6) 組織面の見直し</p>	<p>理由</p>	<p>当研究所の事務・事業は、利益を得ることを目的としてできるものでないことや、研究の長期性等から投資対象になじまないことなどから、民間ではほとんど実施されていない。こうした状況に加え、持続可能な森林管理のための基準・指標の作成、生物多様性条約等への対応、森林における炭素貯留量及び二酸化炭素固定量の解明等による京都議定書への対応等極めて公共性・公益性が高い事務・事業であり、廃止、民営化は困難である。</p> <p>他独立行政法人との統合については、森林の多面的機能を林業・木材産業の振興等を通じて確保するという国の方針の下で森林・林業に関する研究組織もこれを担う林野行政に柔軟かつ的確に対応する必要があり、また、研究対象である森林がその生育に50年、100年、200年という超長期を要することから、他の研究機関と統合しても効率化や相乗効果は認められないことから、統合は不適當である。</p> <p>内部組織については、本年4月の林木育種センターの統合に際し、管理部門の統合と新たな組織(森林バイオ研究センター)を設置するなど、相乗効果の発現に努めているところである。</p> <p>また、全国93カ所に設置している試験林についての3割減及び全国4カ所に設置している増殖保存園の要員配置についての見直しを前倒しで行う。</p>
------------------------	-----------	--

2. 運営の徹底した効率化

<p>(1) 可能な限りの効率化の徹底</p>	<p>給与水準、人件費の情報公開の状況</p>	<p>当所ホームページ「法定公開の公表事項」において、独立行政法人通則法第62条及び第63条の規定に基づき「役員の報酬及び退職手当の支給基準」並びに「職員の給与及び退職手当の支給基準」について公表している。また、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(総務大臣通知)に基づき、「役職員の報酬・給与等について」ホームページ等により公表している。</p>									
	<p>役職員の給与等の対国家公務員指数 (在職地域、学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスパイレズ指数)</p>	<p>職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標</p> <table border="1" data-bbox="741 715 2143 863"> <thead> <tr> <th></th> <th>森林総合研究所</th> <th>林木育種センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(事務・技術職員)</td> <td>94.7</td> <td>101.2</td> </tr> <tr> <td>(研究職員)</td> <td>100.8</td> <td>93.9</td> </tr> </tbody> </table>		森林総合研究所	林木育種センター	(事務・技術職員)	94.7	101.2	(研究職員)	100.8	93.9
		森林総合研究所	林木育種センター								
	(事務・技術職員)	94.7	101.2								
(研究職員)	100.8	93.9									
<p>人件費総額の削減状況</p>	<p>森林総合研究所(人員の5%以上の削減を選択) 基準日(平成18年3月31日)の人員数(実員) 667人 平成19年3月31日の人員数(実員) 654人 人員純減率 1.9%</p> <p>林木育種センター(人件費について5%以上の削減を選択) 基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」 968,733千円 平成18年度「給与、報酬等支給総額」 965,437千円 人件費削減率 0.3%</p>										
<p>一般管理費、業務費等</p>	<p>現状(平成19年4月1日現在)</p> <p>各事業年度の業務経費及び一般管理費を少なくとも前事業年度の1%及び3%の合計に相当する額、及び管理部門等の統合メリットを発現することにより今中期目標期間最終事業年度において平成18年度一般管理費予算の10%相当額を抑制するよう取り組んでいる。</p> <p>効率化目標の設定の内容は、平成19年4月1日付け農林水産省指令18林整研第1764号による中期計画の「第1業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に、「業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも前事業年度の一般管理費の3%及び業務経費の1%の合計に相当する額を抑制する。」、「以上に加えて、管理部門等の効率化を行い、統合メリットを発現することにより、中期目標期間の最終事業年度において、平成18年度予算における一般管理費比で10%相当額の抑制を行う。」と設定している。</p>										

	民間委託による経費節減の取組内容	以下の業務等について民間委託を実施している。 研究施設及び機器保守管理 営繕工事の設計・施工管理 構内及び建物内の警備・清掃 構内の除草・剪定作業 新品種の種苗(原種)の増殖・苗木生産 原種園、育種素材保存園等の保守管理				
	情報通信技術による業務運営の効率化の状況	各種連絡はメール等を用いるとともに、グループウェアを活用した情報の共有化、迅速な情報の伝達に務めている。また、テレビ会議システムの導入により、各種会議の効率化を進めている。会計・経理については、会計システムを利用して本所、支所等の経理情報を一元管理するとともに、支払業務も一元化しファームバンキングによる支払を推進している。				
(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状	当研究所の契約事務取扱規程第39条により契約額500万円以上については情報公開をしている。				
	見直しの方向	国に準じて随意契約限度額を引き下げる(平成19年10月1日で契約事務取扱規程を改正の予定)ことから、公開内容も国に準ずる額とすることにより、公開対象を拡大する。				
	関連法人	名称	(財)林業科学技術振興所	(社)林木育種協会		合計
		契約額(千円)	86,063	106,620		192,683
		うち随意契約額(%)	93.9	82.5		-
		当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)	1名 (廣居 忠量 理事長)	-		1名
	関連法人以外の契約締結先	名称	安藤建設株式会社	日立土木株式会社	株式会社木村建設	合計
		契約額(千円)	295,565	166,329	75,033	2,584,775
		うち随意契約額(%)	4.2	0.7	18.8	-
		当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	0名	0名	0名	0名
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載					

(4) 保有資産 の見直し	別紙3に記載	
3. 自主性・自律性確保		
(1) 中期目標 の明確化	現状	<p>経費の抑制では、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも前事業年度の一般管理費の3%及び業務経費の1%の合計に相当する額を抑制するとともに、平成18年度以降の5年間に於いて、国家公務員に準じ、5%以上の人件費の削減を明記。また、統合メリットを発現することにより中期目標期間の最終事業年度において、平成18年度予算における一般管理費比で10%相当額の抑制を明記。</p> <p>林木の新品種の開発では、中期目標期間中に250品種を開発することを明記。</p> <p>種苗の生産及び配布では、申請者の要望する期間中に配布する件数を全件数の90%以上とし、都道府県等を対象として行うアンケート調査では、顧客満足度を5段階評価で3.5以上の評価を目標として明記。</p> <p>遺伝資源については、きのこで中期目標期間中に500点を探索・収集、林木で6,000点を探索・収集すること、海外の林木遺伝資源について100点を目標として収集することを明記。</p> <p>研究分野の成果指標である研究者一人当たりの学術雑誌への掲載論文数を年平均1.0報以上と明記。</p>
	今後の取組方針	現在設定されている経費、人件費の削減、品種開発数、論文数等の数値目標の達成に向け努力。
(2) 国民による 意見の活用	現状	森林・林業・木材産業の関係各界(業界、報道、NPO、学識経験者、地方自治体等)の有識者による研究評議会を毎年開催し、事務・事業に対しアドバイスを受けるとともに、一般公開時における研究成果に対するアンケートの実施、公開講演会等各種の成果発表会における一般国民からの質疑の受付等を通じて、国民の意見の聴取に務めている。
	今後の取組方針	林木育種センターとの統合を契機として、林木育種関係業務についても関係各界の有識者による研究評議会においてアドバイスを受けることとしたい。
(3) 業務運営 の体制整備	現状(内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況)	<p>監査室を設置し、内部監査を実施している。</p> <p>倫理規程、懲戒規程、研究活動の不正行為への対応に関する規程などを整備するとともに、人事院の行う係長研修、課長補佐研修等を受講させる他に、新規採用者研修、中堅研究職員研修、研究管理職員研修、セクハラ・パワハラ等の所内研修を行い、法令遵守や倫理の確立に取り組んでいる。</p>
	今後の取組方針	適正かつ効率的な業務運営の確保に向けて、コンプライアンス委員会を設置する。
(4) 管理会計を活用 した運営の 自立化・効率 化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	<p>行政や社会的ニーズに的確に対応した研究を一層推進するために、開発研究と基礎研究の区分のもとに12の重点研究課題を設定し、課題に予算コードを付与することにより、重点研究課題ごとの執行状況の把握を行っている。</p> <p>また、固定経費である光熱水料、保守管理費等を義務的経費として位置づけ、各項目ごとに予算の執行状況を把握することにより、執行上の優先度から実績に応じた資金管理を行い予算配付を行っている。このことにより、経費の有効的な執行を行っている。</p>
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	受託研究費によるプロジェクトは、それぞれプロジェクト毎に収支管理を行っている。

	今後の取組方針	予算の執行状況を把握することにより、経費の有効的な執行管理を図る。	
(5) 自己収入の 増大等による 財源措置 (百万円)	自己収入の内容(平成18年度実績)	財源	金額
	共同研究資金	3件数	4
	利用料	財産賃貸収入、多摩森林科学園入場料収入	23
	寄付金	財団等からの助成金等	19(18+1)
	知的財産権	種類:特許実施料 育成者権:登録品種の許諾契約実施料	1(1+0)
	その他	鑑定・試験業務、受託研修生受け入れ、依頼出張経費収入、原種等の売り払い他	27(26+1)
	計		74
	見直し案	出版物の対価の徴収を行う。	
(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	情報公開に関して、国民が情報をより利用しやすいものとするため、行政機関の改正に合わせ、開示方法についてカラーコピー、光ディスク(複写)の交付を追加するとともに、手数料についてもできる限り利用しやすい額となるよう行政機関の定めた額と同額とする見直しを行った。	
	今後改善を予定している点		
	その他		

第1横断的視点

(別紙1)

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し これまでの指摘に対応する措置

府省名	農林水産省
-----	-------

法人名	事業類型(区分)	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況(措置済み、対応中、未措置)	
				内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)
森林総合研究所	研究開発型	森林及び林業に関する総合的な試験及び研究	16年度	【森林総合研究所】 地方組織の事務・事業を見直し再編統合	政策評価・ 独立行政法人 評価委員会		全国5カ所に設置している試験地について2カ所を 廃止。(平成18年度) 全国93カ所に設置している試験林について、3割減 を目標に見直しを行う。(平成18年度は7カ所を廃 止。)
				試験研究業務は法人が真に担うべきものに重 点化	政策評価・ 独立行政法人 評価委員会		平成18年3月に策定の中期目標等(平成18~22年 度)において、研究開発3分野及び基礎研究2分野の 重点化を明記。(平成18年度)
				研究支援部門の合理化等	政策評価・ 独立行政法人 評価委員会		平成18年3月に策定の中期目標等(平成18~22年 度)において、研究支援部門(現業務部門及び総務 部門)の業務については、徹底した業務内容の見直 し・改善、事務の簡素化等により要員の合理化に努め ることを明記。(平成18年度) 一般公開、健康診断に係る事務についてアウトソー シングを実施。(平成18年度)
				非公務員化	政策評価・ 独立行政法人 評価委員会		「独立行政法人に係る改革を推進するための農林 水産省関係法律の整備に関する法律」を第164通常 国会に提出、成立し(平成17年度)、平成18年4月1日 から非特定独立行政法人に移行。
				研究職の活性化	政策評価・ 独立行政法人 評価委員会		国内外の研究機関又は大学等から研究者等を客員 研究員として招聘する制度を新たに創設。(平成18年 度) 任期付き任用制度の導入予定。
			【林木育種センター】 森林総合研究所との事務・事業の一体的実施	政策評価・ 独立行政法人 評価委員会		「独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正す る法律案」を第166通常国会に提出、成立し(平成18 年度)、平成19年4月1日に森林総合研究所と統合。	
			本所及び地方組織の運営の効率化	政策評価・ 独立行政法人 評価委員会		全国4カ所に設置されている増殖保存園の要員配 置の見直しを行う。(平成18年度1カ所実施)	

			17年度	品種開発業務等の重点化	政策評価・独立行政法人評価委員会	平成18年3月に策定の中期目標等(平成18～22年度)において、花粉症対策に有効な品種、病害虫抵抗性品種、成長・強度の優れた品種等の開発に重点的に取り組むことを明記。(平成18年度) 地域が限定される樹種等については廃止。
		標本の生産及び配布		中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化	政策評価・独立行政法人評価委員会	18年3月策定の中期目標等において、国の政策目標に置ける位置づけ、地方公共団体等との役割分担等を明記。(平成18年度)
	特定事業執行型(その他)	種苗の生産及び配布		合理化効果の発揮	政策評価・独立行政法人評価委員会	平成19年4月策定の中期目標等において、業務の実施方法の見直し等による要員の合理化、経費の削減を明記。等を実施(平成19年度) 統合メリットの発現を図るため、4年間で一般管理費の10%相当額の削減(取組中)
	資産債務型			非公務員化	政策評価・独立行政法人評価委員会	「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」を第164通常国会に提出、成立し(平成17年度)、平成18年4月1日から非特定独立行政法人に移行。

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。
 なお、別紙1-2「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)に記載の指摘事項はすべて記載してください。

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	森林総合研究所	府省名	農林水産省
資産との関連を有する事務・事業の名称	研究の推進		
資産との関連を有する事務・事業の内容	地球温暖化防止対策に向けた研究 森林と木材による安全・安心・快適な生活環境の創出に向けた研究 社会情勢変化に対応した新たな林業・木材利用に関する研究 新素材開発に向けた森林生物資源の機能解明 森林生態系の構造と機能の解明する研究 林木の新品種の開発、林木遺伝資源の収集・保存		
国からの財政支出額		支出予算額	
対19年度当初予算増減額		対19年度当初予算増減額	
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	実物資産については、別紙3にのみ記入。 金融資産・積立金については、別紙に計上した金融資産のうち、上述の事務・事業と関連を有する資産の具体的内容と見直しの具体的措置内容・理由を簡潔に記載すること。		

実物資産の処分に係る具体的な措置(その 1)

実物資産の処分に係る具体的な措置(その 2)

実物資産の処分に係る具体的な措置(その 3)

府省名：農林水産省		独立行政法人名：独 森林総合研究所					
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
2	富士吉田森林気象試験地 構築物	3	山梨県富士吉田市上吉田字剣丸尾	1	3	263	0
3	宝川森林理水試験地 構築物	3	群馬県利根郡みなかみ町藤原字宝川	1	7	0	0
4	常陸太田水文試験地 構築物	3	茨城県常陸太田市高貴町堂平	1	2	190	0
5	筑波共同試験地 観測所他3棟及び構築物	3	茨城県石岡市柴内字門平	1	2		23
6	木曾試験地 共同実験室他1棟及び付属設備、構築物及び土地	3	長野県木曾郡木曾町5473-8	1	1	2,087	393
7	小笠原試験地 構築物及び土地	3	東京都小笠原村父島字清瀬78-1	1	1	8,843	0
8	小笠原試験地 構築物及び土地	3	東京都小笠原村父島二字71	1	1	94,555	0
9	十日町試験地 共同実験室他4棟及び付属設備、構築物	3	新潟県十日町市辰乙614	1	7	13,511	210
10	天岳良実験林 構築物及び土地	3	茨城県桜川市木植字天岳良858-6	1	1	82,544	0
11	高萩実験林 共同実験室及び付属設備、構築物及び土地	3	茨城県日立市十五町友部3067-3	1	1	29,975	133
12	千代田苗畑 圃場管理調査室他11棟及び付属設備、構築物及び土地	3	茨城県かすみがうら市上志筑字堀ノ内751-2	1	1	164,807	958
13	第2樹木園 準備室他1棟及び付属設備、構築物及び土地	3	茨城県つくば市観音台2-1-13	1	1	39,396	83
14	赤沼実験林 共同実験室及び付属設備、構築物及び土地	3	埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字鬼山1120	1	1	71,403	226
15	多摩森林科学園 研修展示館他22棟及び付属設備、構築物及び土地	3	東京都八王子市廿里町1833-81	1	1	561,157	2,306
16	蓮光寺実験林(多摩試験地) 森林生態研究棟及び付属設備、構築物及び土地	3	東京都多摩市蓮光寺3-26	1	1	50,863	207
17	北海道支所 研究本館他24棟及び付属設備、構築物及び土地	3	北海道札幌市豊平区羊ヶ丘7-1	1	1	1,721,394	5,329
18	北海道支所小樽内理水試験地 構築物	3	北海道札幌市南区定山溪小樽内	1	2	96	0
19	東北支所 研究本館他33棟及び付属設備、構築物及び土地	3	岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷92-25	1	1	133,400	4,207
20	安比森林気象試験地 観測舎及び付属設備、構築物	3	岩手県八幡平市字安比岳	1	2	43,500	13
21	東北支所好摩実験林 構築物	3	岩手県盛岡市玉山区好摩字野中69-86	1	1	8,368	0
22	東北支所山形実験林 共同実験室他1棟及び付属設備、構築物及び土地	3	山形県最上郡真室川町大字釜淵字鶴下田沢1461	1	1	211,890	178
23	関西支所 研究本館他27棟及び付属設備、構築物及び土地	3	京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎68	1	1	64,046	3,781
24	関西支所 山城森林気象試験地 構築物	3	京都府相楽郡山城町大字平尾	1	7	516,000	0

No.	延面積 (㎡)	建築年次		経年 (新)	経年 (古)	耐用年数	階層	法規制			利用率
		(新)	(古)					用途地域	建ぺい率	容積率	
1	65,313	2000	1974	7	33	50	6	第二種住居	60	200	0.10045
2											
3											
4											
5	23	1978		29		41	1	都市計画区域外			
6	393	2004	1988	3	19	23	1	第一種中高層住居	60	200	0.09415
7	296	1991		16		23	2	第一種中高層住居	60	150	0.01461
8											
9	296	1991		16		23	2	第一種中高層住居	60	150	0.01461
10											
11	266	1971		36		50	2	市街化調整区域			
12	1,306	1976	1975	31	32	50	2	市街化調整区域			
13	83	1977		30		38	1	第二種住居	60	200	0.00105
14	226	1970		37		50	1	市街化調整区域			
15	3,106	2003	1949	4	58	38	2	第一種低層住居	30	50	0.01107
16	372	1997		10		23	2	第一種低層住居	30	60	0.01219
17	8,151	1974	1973	33	34	50	3	市街化調整区域			
18											
19	5,565	2002	1960	5	47	23	1	市街化調整区域			
20	21	1999		8		38	2	都市計画区域外			
21											
22	377	1979		28		50	2	都市計画区域外			
23	4,691	1965	2005	42	2	23	1	市街化調整区域等			
24											

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線価 (千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
1	該当なし	12,935	12,600	9,062	335	23	1/9	研究の推進	該当なし	
2	該当なし	45	-	-	45		9	研究の推進	該当なし	
3	該当なし	1	-	-	1		9	研究の推進	該当なし	
4	該当なし	1	-	-	1		9	研究の推進	該当なし	
5	該当なし	32	-	2	32		9	研究の推進	該当なし	
6	該当なし	87	86	18	1	25	1/9	研究の推進	該当なし	
7	該当なし	162	162	-	0		9	研究の推進	該当なし	
8	該当なし						9	研究の推進	該当なし	
9	該当なし	0	-	10	0	13	1/9	研究の推進	該当なし	
10	該当なし	66	66	-	0		9	研究の推進	該当なし	
11	該当なし	130	129	8	1		9	研究の推進	該当なし	
12	該当なし	622	604	86	18		9	研究の推進	該当なし	
13	該当なし	1,632	1,620	3	12		9	研究の推進	該当なし	
14	該当なし	195	194	7	1		9	研究の推進	該当なし	
15	該当なし	3,477	3,408	182	69	34	1/9	研究の推進	該当なし	
16	該当なし	2,954	2,950	73	4		9	研究の推進	該当なし	
17	該当なし	6,408	6,280	499	128	46	1/9	研究の推進	該当なし	
18	該当なし	1	-	-	1		9	研究の推進	該当なし	
19	該当なし	321	277	251	44	43	1/9	研究の推進	該当なし	
20	該当なし	66	-	6	66		9	研究の推進	該当なし	
21	該当なし	82	82	-	0		9	研究の推進	該当なし	
22	該当なし	35	35	18	0		9	研究の推進	該当なし	
23	該当なし	1,220	1,180	234	40	150	1/9	研究の推進	該当なし	
24	該当なし	58	-	-	58		9	研究の推進	該当なし	

独立行政法人の整理合理化案様式

4.研究開発型

法人名	森林総合研究所		府省名	農林水産省
事務・事業（研究開発課題）の名称	研究の推進			
事務・事業（研究開発課題）の内容	<p>地球温暖化防止対策に向けた研究 森林と木材による安全・安心・快適な生活環境の創出に向けた研究 社会情勢変化に対応した新たな林業・木材利用に関する研究 新素材開発に向けた森林生物資源の機能解明 森林生態系の構造と機能の解明する研究 林木の新品種の開発、林木遺伝資源の収集・保存</p>			
国からの財政支出額	運営費交付金10,211百万円、施設整備費407百万円、その他補助金未定	支出予算額		
	対19年度当初予算増減額		対19年度当初予算増減額	
重要度の低い研究開発事業の検討（）	国の研究の大枠との関係	長期戦略指針「イノベーション25」	<p>イノベーション25の「分野別の戦略的な研究開発の推進」のうち、「2.安全・安心な社会」では、ライフサイエンス分野の「基礎研究から食料・生物生産の実用化に向けた橋渡し研究」等、社会基盤分野の「国土保全総合管理技術」等に該当する研究を行う。 「4.世界的課題解決に貢献する社会」では、ライフサイエンス分野の「生物機能を活用した環境対策技術開発」等、環境分野では「人工衛星から二酸化炭素など地球温暖化と関係する情報を一気に観測する科学技術」、「効率的にエネルギーを得るための地域に即したバイオマス利用技術」、「健全な水循環を保ち自然と共存する社会の実現シナリオを設計する科学技術」、「多種多様な生物からなる生態系を正確にとらえてその保全・再生を実現する科学技術」等に該当する研究を行っている。</p>	
		第3期科学技術基本計画	<p>分野別推進戦略の中で、ライフサイエンス分野の「革新的な食料・生物生産技術の実現」、環境分野の「地球温暖化に立ち向かう」、「我が国が環境分野で国際貢献を果たし国際協力でリーダーシップをとる」、「環境研究で国民の暮らしを守る」、社会基盤分野の「減災対策により世界一安全な国・日本を実現」の各戦略理念に該当する課題の研究を実施している。</p>	
		その他の方針	<p>「21世紀環境立国戦略」、「新・生物多様性国家戦略」、「森林・林業基本計画」及び当該計画に基づき策定された「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」、「林木育種戦略」に合致している。 農林水産技術会議が策定した「農林水産研究基本計画」に合致している。</p>	
	重要度の低い研究開発事業の廃止・縮小の検討	<p>当研究所の研究開発事業は、上記のように国の研究開発方針に沿って、5カ年の中期計画を策定し、また、時々の社会的要請、ニーズ等を踏まえ年度計画を策定し必要な調整を図りつつ研究開発事業を進めているものであり、重要度はいずれも高い。よって、廃止対象となる重要度の低い研究開発事業はない。</p>		
他の研究機関との比較と代替の検討（）	他の機関との比較などを通じた成果の検証	<p>【名称】大学、都道府県立、民間の試験研究機関 【内容】大学については、研究者の自主性に基づき個別分野の研究が進められており、学術的研究の観点で基礎研究から応用研究まで行っている。都道府県立試験研究機関では、それぞれの地域の実情に応じた試験や指導、情報提供に取り組んでいるが、試験研究機関としては小規模であり、試験研究の対象範囲も限られている。 民間は営利を目的とした研究開発を行っているが、林業分野では試験規模が小規模であり、公共・公益のためかつ総合的には行われていない。</p>		
	他の機関において代替可能であったり、成果が十分でない研究開発事業の廃止・縮小の検討	<p>当研究所は、わが国唯一の森林及び林業に関する試験研究を総合的かつ一体的に実施している機関であり、地球温暖化防止のためのデータの収集・解析、国土保全のためのモニタリング調査、JAS規格のような国の基準策定のためのデータの提供、優良種苗確保のための林木の新品種の開発等長期的かつ公益性の高い研究開発を実施しており、他の機関において代替可能な事業はない。 また研究開発事業の成果とその効果については、年度ごとに外部評価を受けており、指摘についてはその都度調整を図りつつ、研究開発事業を効果的に進めているところである。</p>		
マネジメント	現状	<p>当研究所において、研究課題の企画・立案、進行管理、評価及び改善におけるPDCAサイクルはすでに独自の外部評価制度を取り入れており、研究マネジメントに活かしている。一方、業務運営に関しては、計画、管理、自己評価及び改善の自己点検システムを確立している。また、研究及び業務運営の双方について、外部有識者からアドバイスを受ける研究評議会のシステムを作り、実施しており、独法の経営管理に活かすこととして効果を上げている。</p>		

の充実（）	見直し案	平成19年度の林木育種センターとの統合を契機として、これまで林木育種センターが行ってきた事務・事業についても研究評議会において、外部有識者からのアドバイスを受ける等外部評価を充実する。			
見直し（） 随意契約の	見直し方針	平成13年4月の独法移行時に煩雑な入札事務の軽減化、業務の効率化を図るため、随意契約の限度額を500万円に設定したが、平成19年10月1日から随意契約の上限額を国に準じる額に改正する。 また、入札の透明性確保に向けて、入札監視委員会を設置する。			
事業効果の を通じた事業の 透明性（） 的説明	現状	研究所の主要成果は毎年度の「研究成果選集」、「研究の森」など広報誌で一般向けに公表しているとともに、不定期のパンフレットを作成し、民間、行政への普及を図っている。 毎年度の全課題の概要については年報で公表している。 また、科学界には各種国際学会・国内学会誌への査読論文として発表するとともに、大会での口頭発表も行っている。 農林水産省独立行政法人評価委員会に資料を提出するほか、業界、マスコミ、NPO及び研究・教育機関等の代表者からなる研究評議会を研究所独自で開催し、説明して意見を聴取している。			
	見直し案	当研究所の研究成果は、現象の解明や基準の策定など行政施策等の基礎データや技術基礎となるものが多く、研究の全てについて費用対効果を経済的効果（アウトカム）として直接的に評価するのは難しく、コストベネフィット分析を導入することは困難である。 社会的貢献としての事業効果についてはさらに説明責任を果たしていきたい。 社会的貢献の例 ・京都議定書の日本の炭素固定量の算定方式とそのためのデータベースを開発し、政府はそれに基づき2005年度の森林の吸収量を気候変動枠組条約事務局に報告した。 ・耐震性・遮音性に優れた構造用合板を利用した床構造を開発し、合板JASの改訂と公庫工事共通仕様書への掲載を行い、建築確認申請の障害を除去した結果、当床構造は5年前のゼロからH18には新設住宅の1/3～1/2に採用されるまでになった。スギ合板の比率もゼロから1/3となった。			
自己収入の増収（）	自己収入の内容（百万円）				
	共同研究資金	財源 （金額）	4	概要	
	利用料	財源 （金額）	23	概要	財産賃貸収入、多摩森林科学園入場料収入
	寄附金	財源 （金額）	19	概要	財団等からの助成金等
	知的財産権	財源 （金額）	1	概要	特許実施料
	技術指導料	財源 （金額）	13	概要	依頼出張経費収入
	その他	財源 （金額）	14	概要	鑑定・試験業務収入、受託研修生受入等
	計	財源 （金額）	74		
	見直し案	出版物の対価の徴収を行う。			
に係る一 体とし た	現状	契約事務取扱規程第39条により契約額500万円以上については情報公開をしている。			

の資金の流れ 情報公開 無駄な取引の排除や経費削減	見直し案	随意契約の上限額改正により公開内容も国に準ずる額に改正する。
	現状	経費削減については、諸会議を通じ予算の現状や経費削減の事例等経費の有効活用についての基本的考え方を徹底し会計システムの導入により必要性・優先度を勘案した効率的な資金管理を実現するとともに、リース契約の見直し、IP電話への切替、車両の削減、省エネ化、電気の受給契約の基本電力の引き下げ、リサイクル等による廃棄物処理経費の削減等の取組を実施している。
	見直し案	中期計画において、事業年度ごとに対前年度比で業務費1%、一般管理費3%の削減を行うことに加え、林木育種センターとの統合により一般管理費の一層の削減（平成22年度において平成18年度の10%削減）を図ることとしており、今後、支出項目毎に精査をし項目毎に執行限度額を定めるなど、一層の取組を強化する。

独立行政法人の整理合理化案様式

4.研究開発型

法人名	森林総合研究所		府省名	農林水産省	
事務・事業（研究開発課題）の名称	標本の生産及び配布				
事務・事業（研究開発課題）の内容	試験・研究等の資料として、木材標本、植物標本等を生産、保存するとともに、要請に応じて学術研究機関等に配布する。				
国からの財政支出額			支出予算額		
対19年度当初予算増減額			対19年度当初予算増減額		
重要度の低い研究開発事業の検討	国の研究の大枠との関係	長期戦略指針「イノベーション25」	環境分野「多種多様な生物からなる生態系を正確にとらえその保全・再生を実現する科学技術」に関する研究を、学術研究機関等が行うための基礎的資料として標本を生産・配付している		
		第3期科学技術基本計画	「科学技術振興のための基盤の強化」に合致している。環境分野「生態系保全・再生のための順応的管理技術」に関する研究を、学術研究機関等が行うための基礎的資料としての標本を生産・配布している		
		その他の方針	「森林・林業基本計画」及び当該計画に基づき策定された「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」、「林木育種戦略」に合致している。農林水産技術会議が策定した「農林水産研究基本計画」の「農林水産生態系の適正管理技術と野生鳥獣等による被害防止技術の開発」に関する研究の基礎的資料として標本の生産・配布を行っている。		
		重要度の低い研究開発事業の廃止・縮小の検討	標本の生産と配布は、学術研究機関等が行う実際のニーズに基づき生産・配布をしており、廃止、縮小することはできない。		
他と代替の検討	他の機関との比較などを通じた成果の検証	木材標本については、一部の大学で保存しているが、その規模、管理状況において当所には及ばない。また、当研究所は木材標本を大学等に配布している状況であり、当研究所以外の機関が配布している例はない。さらに、学術目的の標本の生産・配布は収益性のあるものではないので、民間では実施していない。			
	他の機関において代替可能であったり、成果が十分でない研究開発事業の廃止・縮小の検討	森林・林業に関する試験・研究に必要な標本を生産・配布可能な機関が他にないため、代替は困難である。また、標本の生産・配布の業務は効果的に進めているため、廃止・縮小できない。			
マネジメントの充実	現状	標本の配布は外部機関からの要請に基づいて行っている。要請は研究協力科を窓口として受けており、配布実績を一元管理する体制を整えている。			
	見直し案	標本の生産・配布は事業規模が小さく、かつ効率的・一元的に進めていることから、見直す必要はない。			
見直し	見直し方針				

を通じた事業の透明性()	現状	標本の生産・配布の実績を事業報告書によって国民に公開するとともに、農林水産省独立行政法人評価委員会に報告し、A評価を受けている。			
	見直し案	標本の生産・配布は実績を報告し、透明性が確保されているので、特に見直しの予定はない。			
自己収入の増収()	自己収入の内容(千円)				
	共同研究資金	財源 (金額)		概要	
	利用料	財源 (金額)		概要	
	寄附金	財源 (金額)		概要	
	知的財産権	財源 (金額)		概要	
	技術指導料	財源 (金額)		概要	
	その他	財源 (金額)	23千円(18年度実績)	概要	配布したマツノザイセンチュウ標本のうち、民間機関への配布は有償としている。
	計	財源 (金額)			
	見直し案	とくに見直しの必要はない。			
に係る一体とした情報公開()	現状				
	見直し案				
無駄な取引の排除や経費削減()	現状				
	見直し案				

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

法人名	森林総合研究所	府省名	農林水産省
(その他型)			
事業類型	<input type="checkbox"/> 医療・福祉・検査・審査	<input checked="" type="checkbox"/> 製造・生産	<input type="checkbox"/> 共済・保険・労務提供等
事務・事業の名称	種苗の生産及び配布		
事務・事業の内容	開発した林木の新品種等（原種）のつぎ木苗等の生産及び都道府県への配布		
国からの財政支出額	/	支出予算額	/
対19年度当初予算増減額	/	対19年度当初予算増減額	/
官民競争入札等（ ）	検討	否	
	理由	林木の新品種の開発及び開発した品種（原種）の生産及び配布を一体的に実施している民間企業がなく、また、生産・配布に必要な専門的な知識・技術や厳密な系統管理のノウハウなどを有する民間企業がないことから、官民競争入札は困難である。	
受益者特定（ ）	受益者特定及び対価収受の可否	優良な種苗による森林整備を通じて発揮される森林の多面的な機能の受益者は国民全体に及ぶものであり、対価の徴収は困難である。	
	受益者負担金		
	運営コスト		
	受益者負担金 - 運営コスト		
	見直し案		
他の法人との一体的実施（ ）	一体的に実施する法人等	なし	
	内容		
	理由		
法人内での一体的実施（ ）	同様の事務事業を実施している施設	なし	
	一体的実施の可否		
	内容		
	理由		